

京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金

～介護職員の資格の取得に係る研修受講料の一部を補助します～

市内の介護事業所等における介護サービス又は障害福祉サービスに従事する介護職員の確保及び資質の向上を図るため、介護職員の資格取得に要する研修の受講料等を負担した社会福祉法人等に対し、その費用の一部を補助します。

【補助対象の研修】

以下の研修で、令和3年4月以降に開催されるもの

1	介護職員初任者研修	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
2	介護職員実務者研修	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための実務者研修
3	主任介護支援専門員研修 （初回のみ対象、更新は対象外）	介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修

【補助対象法人等】

次のいずれにも該当する職員に係る資格取得に要する研修受講料等の対象経費を負担した市内で介護事業所等を運営する社会福祉法人等

- ①対象研修の受講前にすでに雇用している職員
- ②対象研修の修了後、当該法人に3か月以上勤務した職員

【補助対象経費】

社会福祉法人等が負担した、研修の受講料、手数料、研修において使用される教材費など（国、府等の補助金又は貸付を受ける場合は、その分を差し引いた金額とする）

【補助金額】

介護職員1人につき、次のとおり

1	介護職員初任者研修	補助対象経費の3分の2（上限6万円）
2	介護職員実務者研修	補助対象経費の3分の2（上限8万円）
3	主任介護支援専門員研修 （初回のみ対象、更新は対象外）	補助対象経費の10分の10（上限なし）

※各研修介護職員1人につき、1回限りとします。

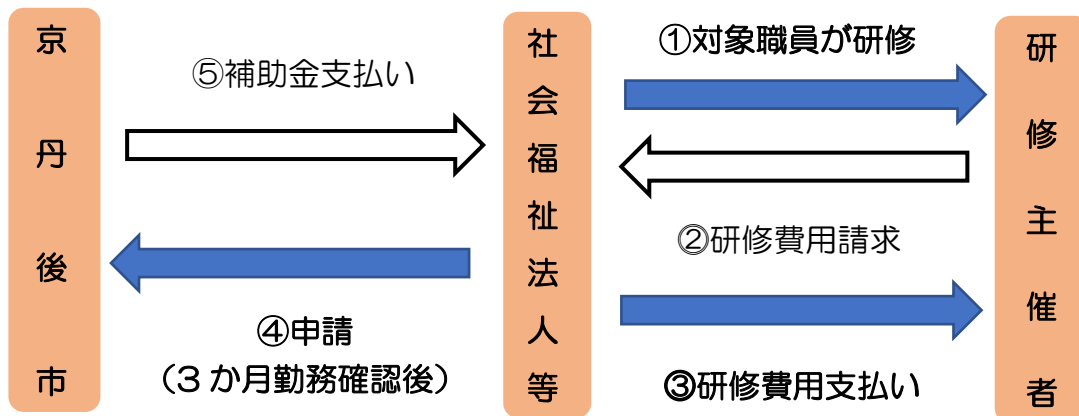
（裏面あり）

【補助対象期間】

対象期間：令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

※最終年度については、令和9年3月31日までに対象職員が研修を修了し、翌年度4月以降に対象職員が3か月以上勤務したことを確認してからの申請となります。

【申請までの流れ】



【申請方法】

社会福祉法人等は、月毎に添付書類を添えて、申請してください。

なお、介護職員等が研修を修了した日の属する年度の末日までに申請を行うこととするが、研修の修了の日以後、同一の介護事業所等において雇用された期間が、当該年度の末日において3か月未満である場合は、当該職員等に係る補助金に限り、翌年度に補助金交付申請をすることができます。

【申請に必要なもの】

申請時に以下の書類を提出してください。

- (様式第1号) 京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付申請書
- 研修を修了したことを証する書類の写し
- 補助対象経費の支払を証する書類 (領収書の写し等)
- (別紙) 介護職員 (介護支援専門員) の氏名及び研修に関する事項
- (別紙) 交付申請額の算定
- (別紙) 対象職員の雇用を証する書類 (就労証明書)
- (様式第4号) 京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金交付請求書

【その他留意事項】

補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を5年間保存するようにしてください。

【問い合わせ・提出先】

京丹後市役所 健康長寿福祉部 長寿福祉課
(TEL 0772-69-0330 / 京丹後市峰山町杉谷 691 番地)